



収入保険や農業共済の最新情報は
NOSAI静岡のWEBサイトや
公式LINEで確認できます



WEBサイト

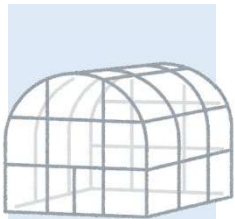


NOSAI静岡公式LINE

園芸施設共済とは

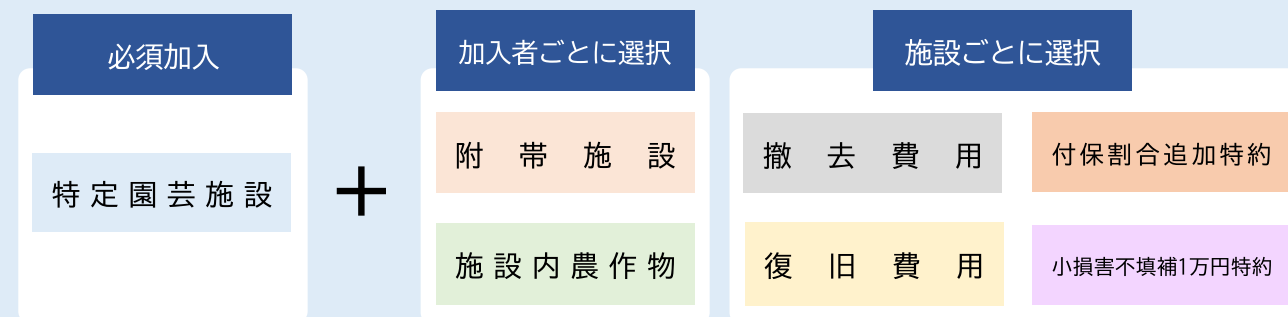
園芸施設共済は、近年多発する台風や豪雨災害、降雹、地震等の自然災害や火災等による損害を補償し、農業者の大切な財産である園芸施設を守る**公的な保険制度**です。

ご加入できるもの(共済目的等の種類)

特定園芸施設	附帯施設	施設内農作物	撤去費用	復旧費用
 ガラス温室 プラスチックハウス (ビニールハウス) 雨よけハウス 多目的ネットハウス	 自動制御施設 暖房機 栽培棚 巻き上げ機 等	 園芸施設内で栽培する 農作物(葉菜類・果菜 類・花き類) ※生産費のみの補償と なります。	 共済事故により罹災 した園芸施設本体の 撤去に要した費用 (撤去に係る費用が100万円 を超える場合または損害割合 が50% (ガラス温については 35%) を超える場合)	 共済事故により罹災 した園芸施設本体の 復旧に要した費用 (附帯施設を加入している場 合は、附帯施設の復旧に要し た費用)

加入方法の選択

特定園芸施設に加えて、**補償の対象や範囲を選択**できます。



共済責任期間(補償期間)

共済掛金を払い込んだ日の翌日から**1年間**です。

ビニールを張っていない期間(未被覆期間)も補償の対象となります。

継続して加入する場合は、補償期間満了日の翌日から1年間の補償となります。

補償期間のイメージ



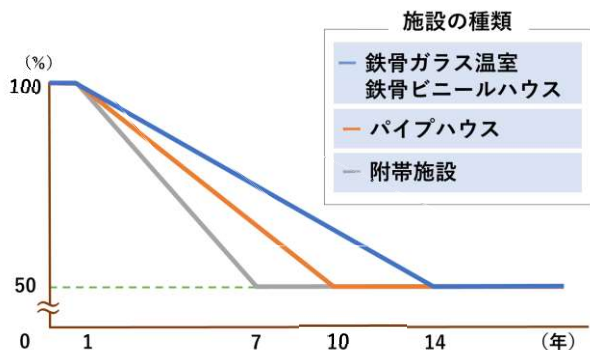
共済価額(評価額)

特定園芸施設、附属施設の評価額及び施設内農作物、撤去費用、復旧費用の価額を施設ごとに算定します。また、施設内農作物の価額は平均的な生産費を元として算定します。

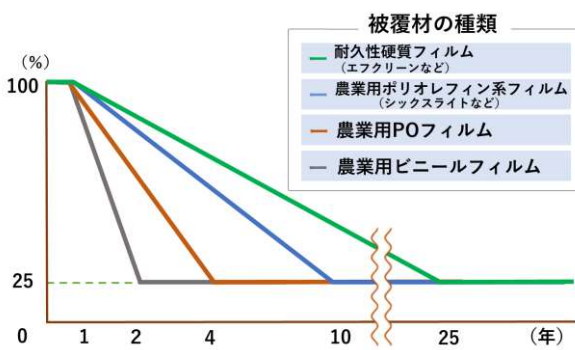
特定園芸施設の経年減価について

施設は建築後、時間の経過とともに、強度や耐久性が低下していきます。そのため、施設本体や附属施設には時価現有率、ビニール等には被覆経過割合を設定し、評価額を算定しています。

時価現有率のイメージ



被覆経過割合のイメージ



上記のイメージ図は代表的な例です。実際の被覆経過割合は被覆材の厚さや耐久性により異なります。

共済金額(補償額)

共済金額(補償額)は、共済事故により罹災された場合に補償される最高金額です。共済金額に選択した付保割合(補償割合)を乗じることにより共済金額を決定します。



特約で補償を拡大できます

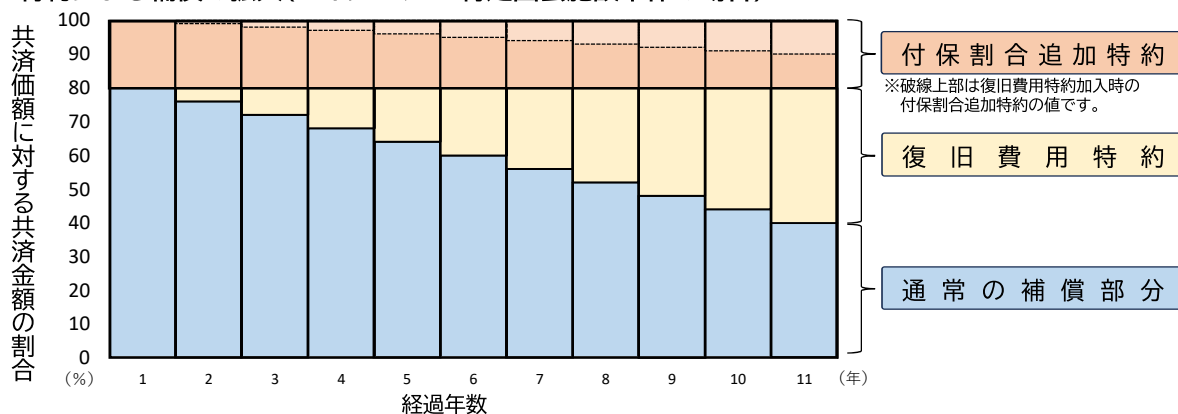
復旧費用特約

復旧を条件に、新築時の資産価値の最大80%まで補償します。ただし、被覆材は特約の対象外となります。

付保割合追加特約

付保割合80%を選択した場合に限り、10%または20%補償を上乗せします。

特約による補償の拡大(パイプハウス・特定園芸施設本体の場合)



共済掛金

ご負担いただく共済掛金の算出方法は以下の通りです。

共済掛金の計算

共 済 掛 金

=

補 償 額

×

危険段階別
共済掛金率

×

 $\frac{1}{2}$

+

事務費賦課金
(手数料)

加入者負担額



- ① 掛金の2分の1を国が負担します(1人あたり共済金額1億6,000万円まで)。
※ただし、付保割合追加特約、小損害不填補1万円特約及び復旧費用特約の掛金については、すべて加入者負担となります。
- ② 加入者個人の被害率に応じて、掛金率が増加または減少します(危険段階別共済掛金率)。
- ③ 掛金は税金の控除対象となります。

お支払いの対象となる金額(小損害不填補の額)の選択

共済金の支払対象となる被害の額について、以下から選択できます。

- ①を選択した場合、標準の掛金に加えて、特約分の掛金が加算されます。
- ②～⑤を選択した場合、選択した金額の大きさに応じて、掛金が低くなります。

小損害不填補の額の選択

標準 3万円又は共済価額の5%を超える損害額

- ① 1万円を超える損害額 (小損害不填補1万円特約)
- ② 10万円を超える損害額
- ③ 20万円を超える損害額
- ④ 50万円を超える損害額
- ⑤ 100万円を超える損害額



異動通知

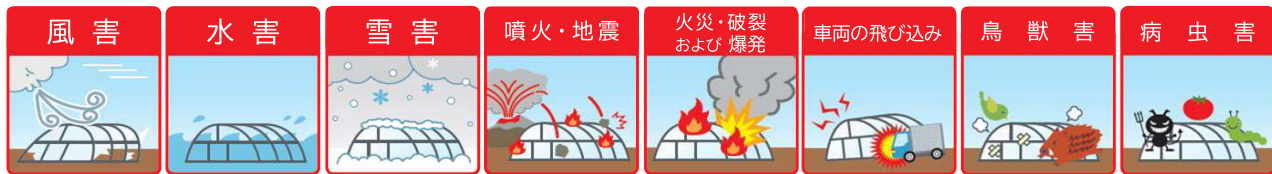
加入後、お申込みいただいた内容に変更が生じた場合は、速やかにNOSAIまでご連絡ください。

通知事項

- 被覆材の被覆期間を変更したとき
- 施設等の移転、解体、増改築、構造または被覆材の材質(張り替えを含む)を変更したとき
- 施設等を貸し借りしたとき
- 施設内農作物の種類または栽培期間を変更したとき

対象となる災害(共済事故の種類)

すべての自然災害のほか、火災や車両の飛び込み等が対象です。



支払対象とならないもの

- 1棟ごとの損害額が、選択した小損害不填補の額に満たない場合
- 老朽化・消耗によって生じた損害
- 附帯施設の故障(共済事故以外の原因によるもの)
- 人為的なもの(盗難・いたずらなど)
- 施設内作物の生理障害・連作障害・薬害
- 同一棟において、同様の感染形態の病虫害が連続して次回作に発生した場合
- 通常すべき管理、その他損害防止を怠って発生した被害
- 被害発生時に組合への通知を怠った場合
- 不実の通知をした場合

加入している施設に損害が発生したら

加入している損害が発生したら、速やかにNOSAIまでご連絡ください(損害通知)。
損害の状況が確認できない場合や通知が遅れた場合、共済金が支払われないことがあります。

通知事項

- 災害の種類
- 損害の発生年月日
- 損害を受けた施設の所在地および棟番号
- 損害の状況

損害評価について

損害通知を受けた場合、NOSAIが施設ごとに被害状況を現地で確認いたします。

本体部材の被害

被害を受けた部材の数を積算して、**損害割合**を算出します。

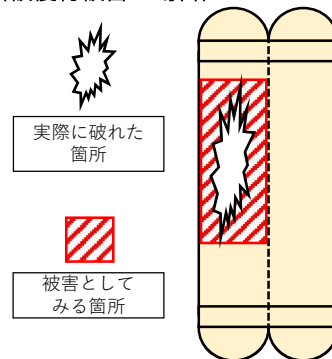
被覆材の被害

実際に損害のあった部分を被害面積とし、**損害割合**を算出します。
右図のように風害等で被覆材が破けた場合は、**斜線部分(実際に損害のあったスパン数)**が被害面積となります。

※スパンとは、パイプまたは柱ごとの間隔のことです。

損害評価のイメージ

(被覆材被害の場合)



共済金

損害評価により算定した損害割合をもとに、お支払いする共済金を算定します。

共 済 金

=

損 害 額

×

付 保 割 合

評 価 額

×

損 害 割 合

×

被 覆 材 被 害 の み
(1 - 自然消耗割合)

※附帯施設の損害額は、見積書等から算出した対象金額に、時価現有率を乗じた金額(附帯施設の評価額が上限)です。
※農業用ビニールフィルム・農業用POフィルム等の被覆材は、共済責任開始後、経過月数に応じて自然消耗割合が適用されます。
※撤去費用については、修理業者の請求書又は領収書の提出が必要です。
※復旧費用については、①修理業者の請求書又は領収書又は②自力復旧に要した材料費等の請求書等の提出が必要です。

重要事項説明書

(注意喚起情報)

この説明書は、園芸施設共済への加入にあたり、ご契約に関する重要な事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

1. 告知義務等の内容

告知義務について

加入申込書の項目について正確に告知していただく義務（告知義務）があります。この告知事項について、悪意又は重大な過失により不実の告知をしたときは当該共済関係を解除する場合があります。

通知義務について

(1) 異動通知

加入者は、共済関係の成立後に共済目的に次の異動が生じたときは、遅滞なく、その旨を組合に通知しなければなりません。① 共済目的の譲渡 ② 共済目的の移転、解体、増築、改築、構造又は材質の変更 ③ 共済目的の共済事故以外の事由による破損（軽微なものを除く。）又は滅失 ④ 共済目的を他の保険又は共済に付したこと ⑤ 特定園芸施設の被覆期間の変更 ⑥ 施設内農作物の種類又は栽培期間の変更 ⑦ 施設内農作物を共済目的とする共済関係においては、施設内農作物の発芽（は種されたものが80%以上発芽した状態をいう。）又は移植 ⑧ 危険が著しく増加する事由

(2) 園芸施設共済加入申込書の提出後の変更通知

園芸施設共済加入申込書の提出後、記載内容に誤り、又は変更気付いたときは、速やかに組合までご連絡ください。その連絡がない場合は、共済金の一部又は全額をお支払いできないことがあります。

(3) 損害発生通知

加入者は、共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければなりません。（病虫害の徴候が確認されたときには直ちにその旨を通知しなければなりません。）加入者は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく、次の事項をこの組合に通知しなければなりません。① 共済事故の種類 ② 共済事故の発生の年月日 ③ 共済事故により被害を受けた場所その他共済事故によって生じた損害の状況 ④ その他被害の状況が明らかとなる事項
特定園芸施設撤去費用額又は園芸施設復旧費用額を共済金の支払い対象とする旨の申出をした加入者は、共済事故発生通知後、速やかに、撤去・復旧計画書を提出しなければなりません。また、撤去したときはその旨を、復旧したときはその旨及び復旧に係る作業の実施者を、遅滞なく、この組合に通知しなければなりません。

損害防止の義務について

特定園芸施設等について、通常の管理を行うとともに、事故が発生したときは、その防止、軽減に努めてください。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止・軽減できたと認められた額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあります。

2. 共済責任期間開始期

園芸施設共済の共済掛金期間は、共済掛金等の払込みを受けた日の翌日から1年間です。ただし、施設の設置期間が周年でない場合は、共済責任期間を1月以上1年未満とすることができます。

3. 支払事由に該当しない場合及び共済金の免責

- (1) 戦争その他の変乱によって生じた損害
- (2) 共済目的の性質若しくは瑕疵又は自然の消耗によって生じた損害（自然の消耗によって生じた損害にあつては被覆物に限る。）
- (3) 加入者又はその法定代理人の故意・重大な過失・法令違反による損害
- (4) 加入者と同じ世帯に属する親族の故意による損害（その親族が加入者に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く）
- (5) 植物防疫法の規定に違反した場合の損害

4. 解約と解約返戻金の有無

この組合は、共済関係の無効若しくは失効の場合又はこの組合が共済金支払の責めを免れる場合においても、すでに受け取った組合員負担共済掛金を返還しません。ただし、無効の場合において、加入者が善意であつて、かつ、重大な過失がなかったときは、この限りではありません。

5. 共済契約の失効について

園芸施設共済の共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があつたとき、当該共済関係に関し譲受人又は相続人その他承継人が権利義務を承継した場合を除き、その共済関係は包括承継があつたときから効力を失います。
なお、譲渡、相続その他の包括承継があつた場合には必ず承諾の申請を行ってください。

6. 特に法令等で注意喚起することとされている事項

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

【個人情報の取り扱いについて】

園芸施設共済加入申込書等により知り得た情報（以下「個人情報」という）については、この組合が引受の判断、共済金の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供等を行うために、業務に必要な範囲で利用します。

- (1) この組合は、共済金支払責任の一部を国の保険に付しているため国との間で個人情報を共同利用します。
- (2) 法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために必要と考えられる場合、保険取引の場合、他の保険契約がある場合等の必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

園芸施設共済に関する詳しいお問い合わせはNOSAI静岡まで



安心のネットワーク

NOSAI静岡

静岡県農業共済組合

<https://www.nosai-shizuoka.or.jp/>

☐ 東部地域センター	伊豆の国市原木857-2	☎ 055-949-1063
☐ (駿東出張所)	御殿場市かまど1083-1	☎ 0550-82-3038
☐ (富士出張所)	富士宮市杉田1230-5	☎ 0544-25-8100
☐ 中部地域センター	島田市道悦5-3-15	☎ 0547-37-1751
☐ (静岡出張所)	静岡市葵区鷹匠2-15-13	☎ 054-333-9066
☐ 中東遠地域センター	袋井市小山20-1	☎ 0538-42-2816
☐ 西遠地域センター	浜松市北区東三方町242-1	☎ 053-438-3480
☐ 業務管理センター	静岡市葵区鷹匠2-15-13	☎ 054-251-3511